

《札幌市墓地等の経営の許可等に関する条例の概要》

○共通基準

項目	内容
第3条 経営の基本原則	墓地等を経営する者、経営しようとする者は、墓地等の経営に係る永続性及び非営利性を確保するとともに、周辺的生活環境との調和に十分配慮しなければならない。
第5条 許可要件	許可申請の内容が以下の全ての要件を満たす場合に限り、許可する。 <ul style="list-style-type: none"> ・第3条の基本原則に適合すること。 ・第6～11条の基準に適合すること。 ・市内における将来にわたる墓地等の需要量見込み、現在の市内の墓地等の供給量に照らして適当であること。 ・墓地等の経営に必要な経理的基礎を有し、経営に係る収支見込みが適正であること。 ・その他許可を行うことが適当でない特段の事情がないこと。
第7条 墓地等の経営	<ul style="list-style-type: none"> ・墓地等を安定的、永続的に経営するため、健全な経営を行わなければならない。
第8条 墓地等の敷地	<ul style="list-style-type: none"> ・土地は、経営者が所有し、所有権以外の権利がないものであること。

○墓地の基準

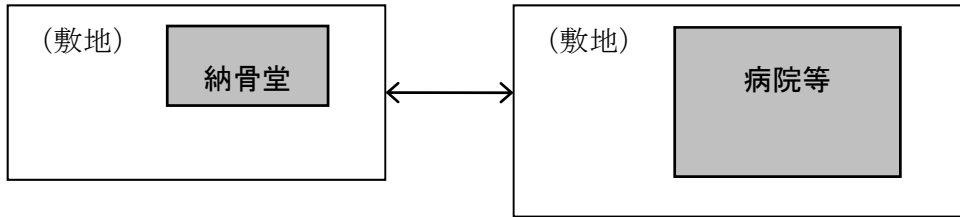
項目	内容	
第6条 経営主体	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体 ・宗教法人（主たる事務所、従たる事務所を規則で定める期間[※]継続して市内に有し、活動を行っているもの） <p>※宗教法人法の規定により登記した日の翌日から起算して事前協議をする日までの期間が3年以上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公益法人（墓地経営を目的として設立されたもので、主たる事務所、従たる事務所を市内に有するもの） 	
第9条 第1項 墓地の 設置場所	第1号 他施設との距離	<ul style="list-style-type: none"> ・以下の施設又は土地から水平距離で110m離れていること 軌道、学校、病院、国道、都道府県道、都市公園、河川、鉄道
	第2号 地下水への影響	<ul style="list-style-type: none"> ・現に人の飲用の地下水等を汚染するおそれのない場所であること。
	第3号 公衆衛生上の害	<ul style="list-style-type: none"> ・前2号のほか、公衆衛生上害を生ずるおそれがないと認められる場所であること。
第10条 墓地の構造設備	<ul style="list-style-type: none"> ・墓地の周囲には樹木等を植え、風致を保持すること。 ・墓地内の通路は、舗装する等破損を防ぐ措置を講じ、有効幅員1m以上とすること。 ・墓地内には適当な排水路を設け、雨水又は流水は停滞しないようにすること。 ・墓地の面積は10万㎡以上であること。 	

○納骨堂の基準

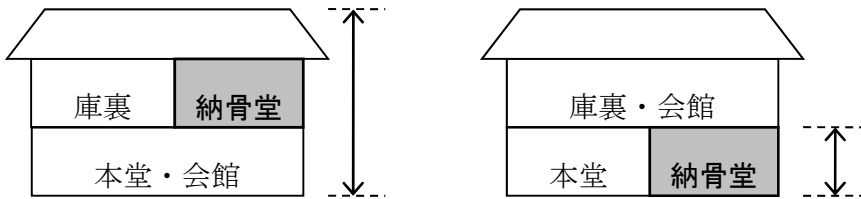
項目		内容	
第6条 経営主体		<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体 ・宗教法人（主たる事務所、従たる事務所を規則で定める期間*継続して市内に有し、活動を行っているもの） ※宗教法人法の規定により登記した日の翌日から起算して事前協議をする日までの期間が3年以上	
第9条 第2項 納骨堂の 設置場所	第1号 用途地域	第1、2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、工業専用地域、市街化調整区域以外	
	第2号 病院等の 距離	①第1、2種住居地域、準住居地域	②近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域
		①60m以上離れている	②30m以上離れている
	≪対象施設≫ <ul style="list-style-type: none"> ・障害児入所施設（児童福祉法） ・病院、診療所、助産所（医療法） ・養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム（老人福祉法） ・介護老人保健施設（介護保険法） ・障害者支援施設、福祉ホーム（障害者総合支援法） 		
第11条 納骨堂の 構造設備	第1号 消火設備	・消火器その他の初期消火に必要な設備を設けた堅固な建築物とすること。	
	第2、3号 施錠装置	・納骨堂の出入口の戸、納骨壇には、施錠装置を設けること。	
	第4、5号 納骨堂の高さ	①敷地境界までの水平距離 +5m以下（限度15m）	②敷地境界までの水平距離 +10m以下（限度20m）
	第6号 敷地境界 までの距離	①5m以上	②3m以上
	第7号 接道	幅員10m以上の道路に接していること。	
	第8号 緑化	緑化に努める等風致を保持すること。	
	第9、10号 駐車施設	○台数 <ul style="list-style-type: none"> ・納骨壇数が1,000壇以上：納骨壇数を200で割って得た数 ・納骨壇数が1,000壇未満：5台以上 ○寸法 <ul style="list-style-type: none"> ・1台につき幅2.5m以上、奥行6m以上 ・車椅子利用者のため、うち1台以上は幅3.5m以上、奥行6m以上 ○出入口 <ul style="list-style-type: none"> ・車路により幅員6m以上の道路に通じていること 	
第12条 特例	○対象 <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体が経営しようとする納骨堂 ・宗教法人が経営しようとする納骨堂であって宗教法人法第6条に規定する事業として運営されないもの（檀信徒用） ○特例 <p>市長が必要と認めるときは、第9条第2項、第11条の規定の全部又は一部を適用しないことができる。</p>		

○基準のイメージ

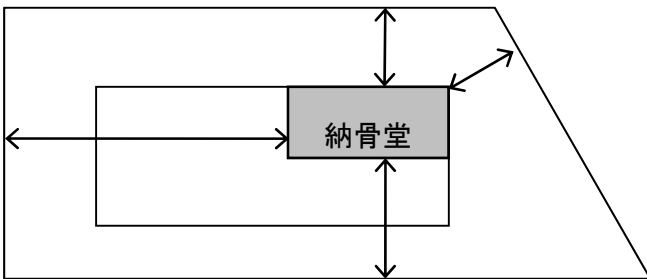
- ・病院等との距離（第9条第2項）



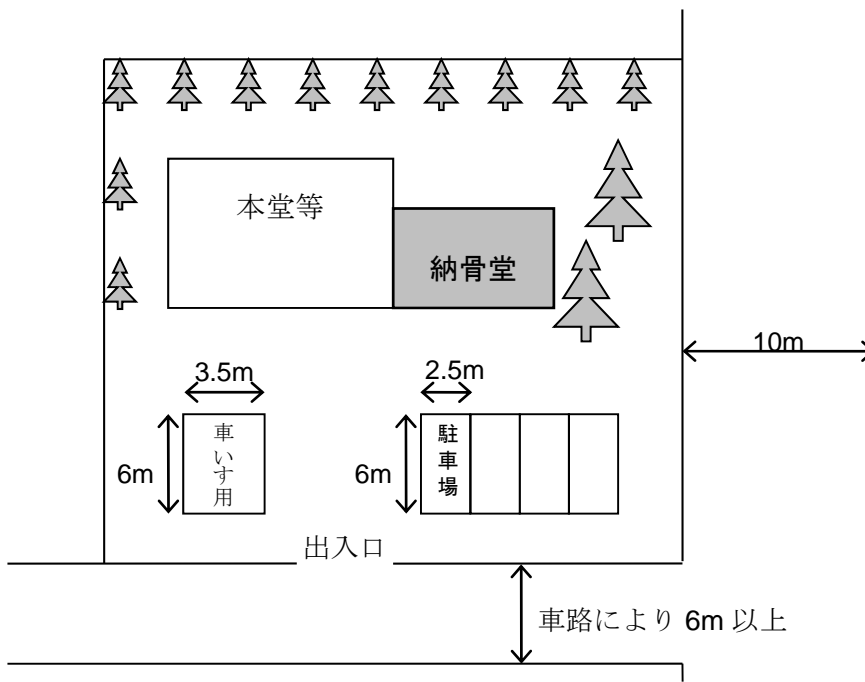
- ・納骨堂の高さ（第11条第4、5号）



- ・敷地境界までの距離（第11条第6号）



- ・接道（第11条第7号）、緑化（第11条第8号）、駐車施設（第11条第9、10号）



を受ける必要がある場合（墓地の区域や納骨堂の施設の変更）を除き、その旨を札幌市へ届け出なければならない。

○許可後の遵守事項

第 19 条：経営者の遵守事項

- ・墓地等の清潔保持、破損個所の修復、焼骨の収蔵容器は委託者の氏名が判別できるようにすること。

第 20 条：埋葬の条件

- ・穴の深さを地表から棺の上面まで 1.5m 以上としなければならない。

第 21 条：経営状況の報告

- ・公益型納骨堂、500 壇以上の納骨堂の経営者、墓地を経営する公益法人は、毎事業年度開始から 4 月以内に墓地等の経営状況を報告しなければならない。

- ・墳墓、納骨壇の設置数、利用状況
- ・正味財産増減表、収支計算書、財産目録、貸借対照表などの財務諸表
- ・経営概況

○札幌市の権限

第 22 条：勧告

- ・事前協議、住民説明、標識の設置・届出、変更届などを行わない者に対し、期限を定めて手続きを行うよう勧告できる。

第 23 条：公表

- ・正当な理由なく勧告に従わないときは、名称、勧告の内容を公表できる。
- ・公表しようとする時は、勧告を受けた者に対し、あらかじめその理由を通知し、意見を述べる機会を与える。

第 24 条：立入調査

- ・墓地、納骨堂への立入権限がある。（墓埋法では、火葬場への立入のみ規定）

第 25 条：墓地等財務状況審議会

- ・委員は 5 名以内で組織し、学識経験者（弁護士、公認会計士、不動産鑑定士、中小企業診断士の資格を有する者）等で構成する。任期は 3 年間。